

# 丹波篠山市立今田中学校いじめ防止対策基本方針

令和2年4月1日改訂  
丹波篠山市立今田中学校

## 1 いじめ防止対策のための学校方針

- いじめは全ての学校・生徒等に関係する問題であるという認識に基づいて対応する。
- 生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにするために、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組む。
- いじめが生じた場合は、組織的に適切かつ迅速にこれに対処する。

### 【いじめの定義】

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

### いじめの基本認識

- ①いじめはどの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- ②いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④嫌がらせやいじわる等、多くの生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより、生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥いじめは、その態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦いじめは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

## 2 いじめ（防止）対応チームの設置

- いじめを防止し、生徒が安全に安心して学校生活を送れるように、いじめの防止等に関する措置を実効的に行う。
- 「いじめの防止等の対策のための組織」として、「いじめ（防止）対応チーム」を置く。

## 3 いじめ（防止）対応チームの構成

- 委員は、校長、教頭、生徒指導、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー他、校長が指名する職員によって構成する。
- 校長の判断により必要に応じて、学校外の心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者等を委員として委嘱する。
- 学校外の委員の任期は、その年度内とする。

## 4 いじめ（防止）対応チームの役割

- 委員は、校長の求めに応じて、実態把握・防止活動の充実を図り、生徒や保護者の思いや情報

が得られるよう努めるとともに、いじめの未然防止・早期発見、いじめが生起した場合の適切かつ迅速な対処ができることを目指して、次の業務を遂行する。

- ア:いじめ等の未然防止の体制整備及び取組
- イ:いじめ等の状況把握及び防止(防止と支援、実行と検証)
- ウ:いじめ等を受けた生徒への組織的な相談及び支援
- エ:いじめ等を受けた生徒の保護者への組織的な相談及び支援
- オ:いじめ等を行った生徒への組織的な指導及び支援
- カ:いじめ等を行った生徒の保護者への組織的な助言及び支援
- キ:専門的な知識を有する者等との連携
- ク:家庭と地域と学校との連携の促進
- ケ:その他いじめ等の防止対策に係ること

## 5 いじめの未然防止のための取組

| 取 組                     | ね ら い                                                                                                                                                                     | 具体的な内容(時期・回数等)                                                                                                                                                                |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 人権教育の充実                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○「いじめを絶対に許さない」学校文化を創造する。</li> <li>○人権感覚を支える学力の向上を図る。</li> <li>○啓発を進める。</li> <li>○情報モラル教育を推進し、インターネットの危険性を理解させ、適切な利用を促す。</li> </ul> | 道徳・学活の活用<br>啓発活動(年間) <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権通信の発行</li> <li>・学年だよりの発行</li> </ul> 生き方探求の日の設定<br>S Cの活用<br>講演会(年2回)<br>授業力の向上(校内研修)<br>グループ討論<br>(授業・講演会や委員会) |
| 道徳教育の充実                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒一人一人が命を大切に<br/>する態度や心を磨く。</li> <li>○いじめの事例に学ぶとともに、<br/>いじめを見抜く目を育成する。</li> <li>○寄り添う心を養う。</li> </ul>                            | 授業研究 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学年、学校</li> </ul> 参観日(道徳)の実施<br>日々の係活動                                                                                            |
| 体験教育の充実                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○日々の係活動をやり遂げさせる。</li> <li>○自ら進んでする実践力を高める。</li> </ul>                                                                              | 清掃活動<br>地域行事への参加<br>ボランティア活動<br>キャリア教育                                                                                                                                        |
| コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○自己表現力を伸ばす。</li> <li>○聴く力を伸ばす。</li> <li>○考え、議論する力を伸ばす。</li> </ul>                                                                  | 係活動(日常)<br>学級弁論<br>グループ討論<br>(授業・講演会や委員会)<br>生徒会委員会(月1回)<br>生徒総会(年2回)                                                                                                         |

## 5 いじめの未然防止のための取組

| 取 組              | ね ら い                                                                                 | 具体的な内容（時期・回数等）                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 生徒が自ら主体的に行う取組の充実 | ○相互理解力を深める。<br>○集団形成力を高める。<br>○ぶれない個の育成を図る。<br>○リーダーの実践活動の場として活用する。<br>○考え、議論する力を伸ばす。 | 特別活動の活用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・話し合い</li> <li>・学年レク</li> <li>・縦割り班活動</li> <li>・校内美化活動など</li> </ul> グループ討論<br>（授業・講演会や委員会）<br>部活動部長会（適時）<br>学校行事 <ul style="list-style-type: none"> <li>・体育大会</li> <li>・文化祭</li> <li>・スキー学校（１年）</li> <li>・トライやるウィーク（２年）</li> <li>・修学旅行（３年）</li> </ul> |

## 6 いじめの早期発見のための取組

| 取 組                     | ね ら い                                                 | 具体的な内容（時期・回数等）                                                                                                           |
|-------------------------|-------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日々の観察                   | ○生徒の心の変化を読み取る。<br>○生徒に寄り添う。                           | 自主学习ノートの活用<br>係活動（短学活の運営など）<br>授業等観察活動                                                                                   |
| 教育相談<br>（学校カウンセリング）     | ○生徒理解を図る。<br>○個への支援を図る。<br>○啓発活動を行う。<br>○いじめ対応チームの周知。 | 学期に１回以上<br>保護者懇談会（年２回）<br>家庭訪問（適時）<br>ＳＣの活用<br>いじめ相談窓口                                                                   |
| いじめ実態調査<br>アンケート        | ○個や集団の実態を把握し、支援や指導に活かす。                               | いじめアンケート<br>（学期に１回、５年間保存し、指導に活かしていく）                                                                                     |
| コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実 | ○自己表現の機会とする。<br>○相互理解を図る。                             | 学年弁論・校内弁論<br>報告会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・スキー学校（１年）</li> <li>・トライやるウィーク（２年）</li> <li>・修学旅行（３年）</li> </ul> |
| 生徒が自ら主体的に行う取組の充実        | ○集団の相互力の伸長を図る。<br>○個を活かす。<br>○考え、議論する力を伸ばす。           | 特別活動の活用<br>縦割り班活動<br>学校行事<br>グループ討論<br>（授業・講演会や委員会）                                                                      |

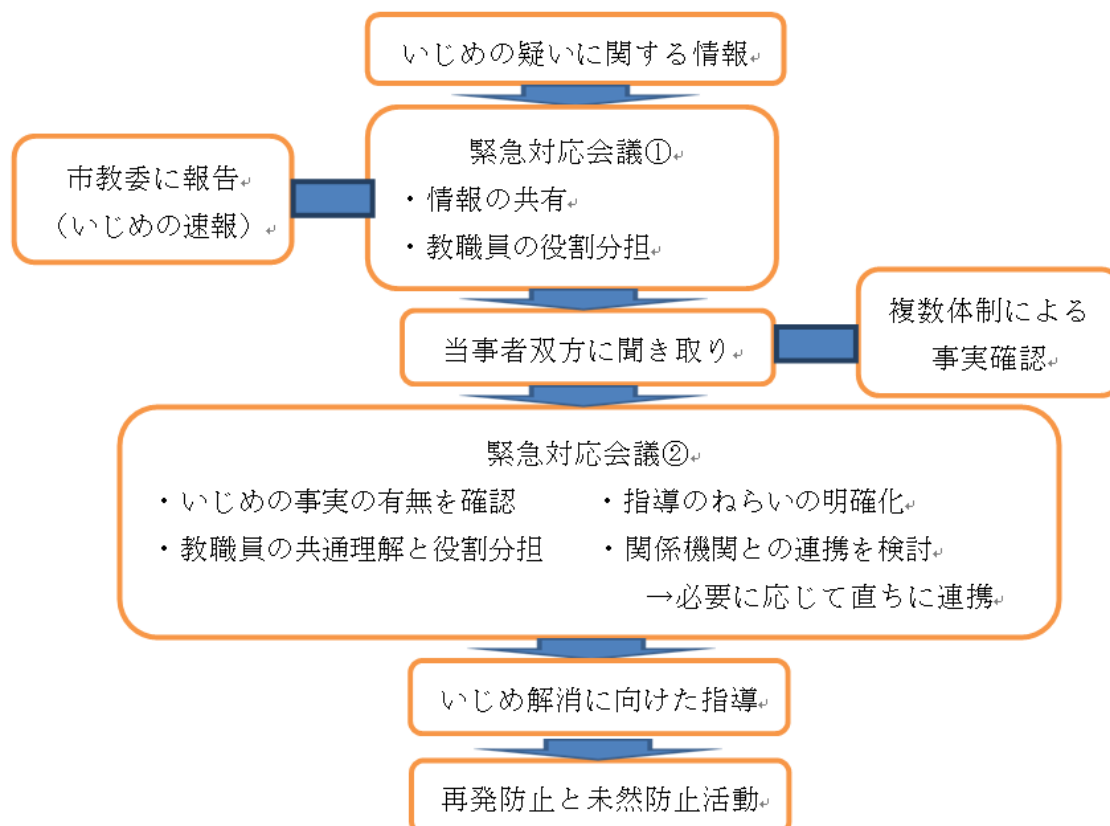
## 7 いじめの防止対策のための資質向上の取組

| 取 組   | ね ら い                                        | 具体的な内容（時期・回数等）                                           |
|-------|----------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 人材育成  | ○いじめを見抜き、適切に対応（指導・支援）できる人材を育成する。<br>○校内研修の充実 | ○学年経営研修会<br>○学級観察活動<br>○学年会（組織ワーク）<br>○「いじめ未然防止プログラム」の活用 |
| 組織ワーク | ○全教職員で生徒を見守り育てる実践力を高める。                      | ○情報交換<br>○各種委員会<br>○同僚性と協働性を生かした支援と指導                    |

## 8 いじめの早期対応の取組

いじめの早期発見が、いじめへの迅速な対応の前提であり、すべての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。そのため、教職員が児童生徒の変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させるとともに、児童生徒との信頼関係を構築していくことで、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整える。（いじめ相談窓口としてのいじめ対応チームの周知も含む。）また、気づいた情報を確実に共有することで、組織的な対応を可能とするような体制を整える。

### (1) いじめ対応の基本的な流れ



## (2) いじめが起きた場合の対応

ア：いじめられた子どもに対して

### ○子どもに対して

- ・事実確認とともに、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

### ○保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で子どもの変化に注意し、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

イ：いじめた子どもに対して

### ○子どもに対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

### ○保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・子どもの変容を図るため、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

ウ：周りの子どもたちに対して

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

エ：継続した指導

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- ・教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた子どもの良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ・いじめられた子ども、いじめた子ども双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

### いじめ解消の要件

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

#### ①いじめに係る行為が、止んでいること。

いじめられた子どもに対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要と判断される場合は、この目安にかかわらず、市又はいじめ対応チーム会議により、より長期の期間を設定するものとする。

#### ②いじめられた子どもが心身の苦痛を感じていないこと。

いじめに係る行為が止んでいるかどうか判断する時点において、いじめられた子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめられた子ども及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## 9 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

ア：いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・児童生徒が自死を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

イ：いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときも、重大事態が発生したものとして、報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態の報告・調査

重大事態が発生した場合、学校は、市教育委員会に重大事態の発生を報告する。  
市教育委員会において、調査の主体を学校が担うか、市教育委員会が担うか判断することとなるが、学校が調査の主体となる場合、以下のような対応にあたる。

①いじめ対応チームを重大事態の調査組織として、いじめ対応チームを母体とし、事態に応じた専門家を加えた組織を設置



②調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施



③いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供



④調査結果を市教育委員会に報告

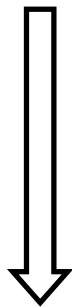


⑤調査結果をふまえた必要な措置の実施

10 生徒育成（いじめ防止・いじめ早期発見）年間計画

※ 別紙に掲載【道徳・特別活動・総合的な学習の時間・人権】

## いじめ情報のキャッチ



- 「いじめ対応チーム」を招集する。
  - いじめられた子どもを徹底して守る。
  - 守る体制を整備する。  
（登下校、休み時間、清掃時間、放課後等）
- ※生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案及び学校だけで、解決が困難な事案緊急対策会議→教育委員会・警察等へ連絡
- ※ただちに、学級担任、生徒指導担当（いじめ対応チーム）に連絡し、管理職に報告

### 指導体制、方針決定

- 指導のねらいを明確にする。
- すべての教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- 教育委員会、関係機関との連携を図る。

### 子どもへの指導・支援今後の対応

- いじめられた子どもを保護し、心配や不安を取り除く。
- いじめた子どもに、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。
- カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。

### 正確な実態把握

- 当事者双方、周りの子どもから聴き取り、記録する。個々に聴き取りを行う。
- 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

### 保護者との連携

- 直接会って、具体的な対策を話す。
- 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。
- 継続的に指導や支援を行う。
- 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。